

第9回大鰐町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年8月12日(火) 13時30分～14時05分

2. 開催場所 大鰐町役場 議場

3. 出席委員 10 人

会長	10番	高橋 藤人	委員	境 祐二	推進委員
	2番	浅利 力	委員	山中 寛幸	推進委員
	3番	佐々木清春	委員		
	5番	三浦 隆彦	委員		
	6番	藤田 重孝	委員		
	7番	須藤美恵子	委員		
	8番	原子 一行	委員		
	9番	土岐 工	委員		

4. 議事日程

議案第16号	農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について
議案第17号	農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について
議案第18号	農業振興地域整備計画の変更に係る意見について
議案第19号	地域計画の変更に係る意見照会及び目標地図の変更素案の決定について
報告第21号	農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について
報告第22号	農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

5. 農業委員会事務局職員

局長	渡邊 英晃	次長	齋藤 孝嗣	主事	白戸 優之
----	-------	----	-------	----	-------

6. 会議の概要

次長（齋藤） 大鰐町農業委員会憲章唱和を行ないますので、皆様御起立ください。

局長（渡邊） ただいまから、第9回大鰐町農業委員会総会を開催いたします。
高橋会長、挨拶をお願いします。

会長（高橋） （挨拶）

局長（渡邊） 会長ありがとうございました。引き続き進行をお願いします。

議長（高橋） 本日は、委員15名中10名の出席ですので、総会は成立しております。
議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、私の方から指名いたします。
2番の浅利力委員と、3番の佐々木清春委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

議案第16号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第16号について説明いたします。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、所有権関係が、申請件数3件となっており、田2筆2,845㎡、畑2筆5,767㎡の合計4筆8,612㎡であります。また、使用収益権関は今回申請なしとなっております。詳細は省略いたします
いずれも農地法第3条の許可要件を満たしていると考えられます。
以上であります。

議長（高橋） 議案第16号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり許可することにいたします。

議案第17号、農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第17号について説明いたします。
農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に要請することについて本会の審議を求めるものです。
本会議に提出されました件数と筆数、面積は、申請件数3件となっており、

田 2 筆 3,478 m²、畑 2 筆 4,381 m²の合計 4 筆 7,859 m²であります。詳細は省略いたします。

以上であります。

議長（高橋） 議案第 17 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第 17 号については、原案のとおり決定することにいたします。

続いて、議案第 18 号大鰐農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第 18 号について説明いたします。
農家住宅建設のために農用地区域からの除外申請に対して意見を求めるものです。
現地調査を行いました委員より報告をお願いします。

委員（土岐） 令和 7 年 8 月 8 日に私と浅利力委員、事務局と現地調査を行いました。
今回の申請目的が、農家住宅建設ということで、大鰐町大字鯖石字浅瀬淵 60 番 1,605 m²、地目が田となっており、うち 799.95 m²の農振除外申請です。
申請地は、鯖石地区で、周りは自己所有地の水田であり、南側は町道、西側は住宅地であり、生活排水や日照などの問題が生じず周囲の農地への影響はないと思われるので、特に問題はないのではないかと判断しました。
御審議のほどよろしくお願いします。

議長（高橋） 議案第 18 号について、質問・意見等ありませんか。

委員（三浦） 本件の転用申請者本人が数年前から農業委員会へ相談していると伺っている。今農業委員会に諮っているが、なぜ諮るまで時間がかかったのかを伺いたい。

事務局（白戸） 相談自体は受けていたが、住宅を建てる面積やその他関係課との調整があったほか、本人からの申請が今年の夏頃であったため、9 月の本総会に諮ることとなった。

議長（高橋） ほかに、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第 18 号については、原案のとおり承認するということで回答いたします。

続いて、議案第 19 号地域計画の変更に係る意見照会及び目標地図の変更素案の決定について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 議案第 19 号について説明いたします。

こちらは、大鰐町長より、農業経営基盤強化促進法第 19 条による地域計画について、計画の変更を行う旨の通知があったので、農業委員会の意見を求めるものです。

今回の変更は、大鰐①地区の八幡館、鯖石地区です。

赤字が訂正箇所です。また、132～134・174 が新規で追加されました。それに伴い地図も変更になっています。

議長（高橋） 議案第 19 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、議案第 19 号については、原案のとおり決定することを適当とします。

続いて、報告第 21 号、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第 21 号について説明いたします。

今回の受理は、6 件で田が 14 筆、畑が 17 筆の計 31 筆 38,643 m²が相続されました。

議長（高橋） 報告第 21 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 21 号は原案のとおり受理することにいたします。

続いて、報告第 22 号、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について、事務局より説明をお願いします。

事務局（白戸） 報告第 22 号について説明いたします。今回の受理は、1 件です。農地法第 3 条により賃貸借をしていた農地を合意解約したものです。

議長（高橋） 報告第 22 号について、質問・意見等ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議がないようですので、報告第 22 号は原案のとおり受理することにいたします。

これで、全ての議案の審議が終了しました。御協力ありがとうございました。以上をもちまして、第 9 回総会を閉会いたします。